

一時預かり保育事業要綱

社会福祉法人 深沢福祉会

【幼保連携型認定こども園深沢保育園】

1 運営方針

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、当保育所が自主的に一時的な保育に取り組むことにより地域子育て支援を含む児童の福祉増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 深沢福祉会 幼保連携型認定こども園深沢保育園
担当 園長 及び 副園長

3 対象児童

一時保育の対象となる児童は、就学前乳幼児であり、かつ、次に掲げるいずれかに該当するものである。

- ア 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童
- イ 保護者等の傷病・入院・介護等により、一時的に保育が必要となる児童
- ウ 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、一時的に保育が必要となる児童
- エ その他、保護者と協議し、保護者等に精神的・肉体的疲労が確認され、又は、今後見込まれると判断した時等の児童。尚、協議判断は園長もしくは 副園長が行うものとする。

4 保育の実施

- 1 専属の担当保育教諭を配置することなく、入所児童担当保育教諭が保育に努める。尚、受入担当者は受け付け時に保育士定数等を考慮し、保育の安全に努める。
- 2 保育室は、入所児童と同部屋を使用する。
- 3 日々の対象児童の受け入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応する。

5 実施手順

受け付け担当者は、保護者等と十分協議し、対象児童保育状況を考慮した上で次に掲げる事項に従い保育の実施を行う。

- 1 受け入れ協議（申込書及び保育台帳・一時保育要綱）要綱は説明書を兼ねる。
- 2 保育記録（申込書及び保育台帳）保管と保護者報告。
- 3 保育料徴収（領収書）保護者へと、経理帳票に添付。

6 費用（保育料）

費用（保育料）については、理事会において決定する。但し、急務を要する場合は、理事長が専決し理事会に報告する。

（平成30年3月 理事会協議）

（円）

年齢区分 \ 保育条件	午前保育 (昼食無)	午前保育 午後保育 (昼食有)	午後保育 (昼食無)	終日保育
3歳未満児	1,000	1,500	1,000	2,000
3歳以上児	800	1,000	800	1,500

*一時預かり保育利用日数は1ヵ月あたり半月程度が上限となるが、重大事由により15日以上利用したい場合は、別途協議し利用料上限金額を30,000円とする。尚、一時預かり保育事業は困窮者支援を第一優先とし、全ての子ども及び養育者が安心できる子育て環境を実現できるよう努める。